

USS 事故・現状車コーナー規程

第1条（目的）

本規程は、USS オートオークション規則第 31 条 2 項に基づき、事故車・現状車を対象とするオークションである事故・現状車コーナー（以下、「当コーナー」という。）の利用について定める。

第2条（出品条件）

1. 当コーナーに出品が認められる車両は、下記の条件を全て満たさなければならない。
 - ① 譲渡書類を添付できる車両（差替または再交付が困難と思われる譲渡書類は、出品店名義に登録、または抹消登録することを必要とする。）
 - ② 現状で燃料、オイル及びクーラントその他の車両の保管場所の環境を悪化させる液体類の漏れのない車両
 - ③ 管理上危険を伴わない車両
 - ④ 損害保険金を請求中でない車両
2. 前項の条件を満たす車両であっても、当社は、主要部品等が取り外された車両、損壊箇所が大きい車両及び広範囲で延焼している車両その他の当社が出品車両としてふさわしくないと判断した車両の出品を認めないことができる。
3. 車両の出品が認められなかった場合、当社は、出品店が出品のために要した陸送費等の費用について一切負担しない。

第3条（搬入・搬出）

1. 当コーナーの搬入・搬出については、当社が各会場において掲示して定める。
2. 当社は、自走できない車両について、牽引、フォークリフトその他の移動手段によって会場内を移動させるものとする。
3. 当社は、故意または重大な過失のない限り、前項の移動手段によって自走できない車両に損傷が生じた場合でも、出品店及び落札店に対し一切の責任を負わないものとする。

第4条（車両検査）

1. 当社は、本規程に基づく出品車両について、USS オートオークション規則第 42 条に定める評価点設定を目的とした検査を行わない。
2. 当社は、当コーナーの出品車両に対し、評価点を設定しない。

第5条（クレームの内容）

1. 落札店は、別表記載のクレーム内容に該当する場合に限り、当社を通じて契約解除または代金減額請求ができる。
2. 前項の規定にかかわらず、当社が契約解除、代金減額請求が相当でない判断した場合、落札店は、契約解除、代金減額請求、またはその両方を行うことができない。
3. 機関・機構上の不具合、欠品についてはクレーム事由に該当しない。

第6条（受付期限）

1. 当コーナーのクレームに関する受付期限は、別表記載の受付期限のとおりとする。
2. 前項の規定にかかわらず、別表記載の受付期限が「開催日を含む5日以内」となっている場合、落札店が遠方の会員（各会場により定める地域）については、オークション開催日を含む5日以内または落札車両到着日の翌営業日17時までを受付期限とする。ただし、クレームの申立てが翌オークション開催日以降になる場合は、当社に対しその旨を事前申告することを要する。

第7条（損害賠償等）

1. 第5条により契約が解除された場合、出品店は落札店に対して、落札店が被った別表記載の損害の賠償をするとともに、別表記載のペナルティを支払うものとする。
2. 前項の加修費に係る損害賠償額は、落札車両代金額を上限とし、中古部品を参考に当社が認めたものに限る。ただし、他に流用が可能であると当社が認めた部品（AW、エアロパーツ等）については、加修費から除く。

第8条（その他USSが認める欠陥）

別表記載のクレーム内容に該当しない場合でも、落札車両に重大な欠陥等があると当社が認めた場合、落札店は、当社の判断により代金減額請求または契約解除をすることができる。この場合、当社は、別途に受付期限及び損害賠償の基準を定めることができるものとする。

第9条（その他）

本規程に記載がない内容については、USS オートオークション規則及び諸規程に従う。ただし、当コーナーの性質が許さないときはこの限りではない。

2023年9月1日 改定
2023年10月1日 施行

【別表】

	クレーム内容	クレーム受付期限	ペナルティ	損害賠償の基準
1	移転登録書類の全部または一部の引渡がオークション開催日を含む1か月以上遅延した車両	出品店が契約解除の通知をするまで	キャンセル ペナルティ 10万円 書類遅延 ペナルティ	落札車両代金 落札店迄の往復陸送代 落札手数料相当額 加修費
2	盗難・車台ナンバー改ざん等により完全な所有権の移転ができない車両(盗難車等を理由として車両または譲渡書類が裁判所の保全決定、刑事事件の証拠として差押収された場合、出品店へ車両または譲渡書類の返還なしに契約を解除することができる)	無期限	5万円	落札車両代金(落札店からの申告がオークション開催日を含む6か月を超えている場合は、USSオートオークションにおける相場価格による) 落札店までの往復陸送代 落札手数料相当額 加修費 名義変更に掛かる実費
3	担保設定等により完全な所有権の移転ができない場合で、当該担保等を申告があった日を含む1か月以内に出品店がそれを抹消できない車両	開催日を含む 6か月以内	キャンセル ペナルティ 5万円 遅延ペナル ティ	落札車両代金 落札店迄の往復陸送代 落札手数料相当額 加修費
4	リサイクル法における引取り報告、交通違反等により所有権の移転または車検の取得ができない場合で、出品店が申告の日を含む1か月以内に瑕疵の治癒ができない車両			落札車両代金 落札店迄の往復陸送代 落札手数料相当額 加修費 名義変更に掛かる実費
5	接合車	開催日を含む 1か月以内	5万円	落札車両代金 落札店迄の往復陸送代 落札手数料相当額 加修費 名義変更に掛かる実費

	クレーム内容	クレーム受付期限	ペナルティ	損害賠償の基準	
6	<ul style="list-style-type: none"> ・メーター改ざん車両 ・純正メーター交換により走行距離が変わる車両 ・桁数の不足によりメーターが1周以上し走行距離が変わる車両 	開催日を含む 6 か月以内, ただし, 譲渡書類等, 出品店より提出されたものから判明する場合は到着日を含む 1 か月以内	5 万円	落札車両代金 落札店迄の往復陸送代 落札手数料相当額 加修費 名義変更にかかる実費	
	メーター改ざん車両(US S が認める海外データを根拠とするもの)	開催日を含む 1 か月以内	なし	落札車両代金 落札店迄の往復陸送代 落札手数料相当額	
	規格外メーターに交換されている車両	走行距離が変わる	開催日を含む 1 か月以内	5 万円	落札車両代金 落札店迄の往復陸送代 落札手数料相当額 加修費 名義変更にかかる実費
		走行距離が変わらない		なし	落札車両代金 落札店迄の往復陸送代 落札手数料相当額
	社外メーターが取り付けられている車両	走行距離が変わる	開催日を含む 1 か月以内	2 万 5 千円	落札車両代金 落札店迄の往復陸送代 落札手数料相当額
		走行距離が変わらない		なし	落札車両代金 落札店迄の往復陸送代 落札手数料相当額
	トラック等のキャビン交換により走行距離が変わる車両	開催日を含む 1 か月以内	2 万 5 千円	落札車両代金 落札店迄の往復陸送代 落札手数料相当額	
<ul style="list-style-type: none"> ・メーター交換申告の相違 ・走行不明申告の相違 	譲渡書類 到着日を含む 1 か月以内	なし	落札車両代金 落札店迄の往復陸送代 落札手数料相当額 名義変更にかかる実費		

	クレーム内容	クレーム受付期限	ペナルティ	損害賠償の基準
7	<ul style="list-style-type: none"> ・型式、排気量の相違 ・初度登録年の相違 ・グレードの相違 ・準グレード（限定車、記念車、パッケージ等）の相違 ・並行輸入車の申告漏れ ・乗車定員の申告相違 ・積載量の申告相違 	譲渡書類 到着日を含む 5日以内	なし	落札車両代金 落札店迄の往復陸送代 落札手数料相当額 加修費
8	<ul style="list-style-type: none"> ・新車整備手帳の欠品（ただし、メーカーによる保証期間を過ぎているものは除く） ・特殊用途車の申告漏れ ・登録遅れ車（輸入車は除く） 	譲渡書類 到着日を含む 5日以内	なし	落札車両代金 落札店迄の往復陸送代 落札手数料相当額
9	<ul style="list-style-type: none"> ・シフト、ハンドル位置、駆動方式等の仕様の相違 ・車名の相違 ・後期モデル申告の相違 ・輸入車用年式申告の相違（モデル年式をあらわさないメーカーについては、U S Sが妥当でないと認めたもの） ・軽自動車の普通車再登録の申告漏れ 	開催日を含む 5日以内	なし	落札車両代金 落札店迄の往復陸送代 落札手数料相当額
10	<ul style="list-style-type: none"> ・シフトの改造（乗せ替え） ・エンジン規格外 ・エンジン型式の打刻欠損 	開催日を含む 1か月以内	なし	落札車両代金 落札店迄の往復陸送代 落札手数料相当額 加修費
11	<ul style="list-style-type: none"> ・車歴の相違（ワンオーナーを含む、ただしキャブオーバー形状のトラックおよび乗車定員11人以上のバスにおける事業用・レンタカーの申告漏れは除く） ・輸出歴車の申告漏れ 	譲渡書類到着日を含む10日以内。ただし、譲渡書類等、出品店より提出されたものから判明する場合は到着日を含む5日以内	なし	落札車両代金 落札店迄の往復陸送代 落札手数料相当額

